

申立時に必要な郵便切手・収入印紙・添付書類一覧表

静岡家庭裁判所(令和5年9月1日現在)

※後見・保佐・補助開始事件については「後見等申立て用チェックシート」を、未成年後見人選任申立事件については「未成年後見必要書類チェックシート」をそれぞれご覧ください。

事件名	収入印紙	郵便切手	標準的な添付書類 ※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いする場合があります。	備考
1 成年後見人等の報酬付与	後見人等1人につき 800円×1組	84円×1	報酬付与申立事情説明書 後見等(監督)事務報告書、財産目録、預貯金通帳の写し等	
2 被後見人等の居住用不動産処分許可	被後見人等1人につき 800円×1組	84円×1 10円×1	(1) 売却の場合 処分する不動産の全部事項証明書(既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)、不動産売買契約書(案)、処分する不動産の評価証明書、不動産業者作成の査定書 (2) 抵当権・根拠権設定の場合 処分する不動産の全部事項証明書(既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)、金銭消費貸借契約書(案)、抵当権・根拠権設定契約書(案)、保証委託の場合はその契約書(案) (3) 賃貸借契約の締結又は解除の場合 締結(本人が貸す場合)・・・賃貸借契約書(案)、賃料額の設定根拠となる資料 解除(本人が借りている場合)・・・解除の対象となる契約の契約書又はこれに準ずる書面 (4) 後見登記事項に変更がある場合 申立人及び本人の住民票、戸籍謄本 (5) 成年後見監督人がいる場合 成年後見監督人の意見書	
3 特別代理人選任(後見人と被後見人との利益相反行為)	被後見人1人につき 800円×1組	84円×10 10円×6	・特別代理人候補者の住民票 (1) 遺産分割協議を目的とする場合 遺産分割協議書(案)、本人の法定相続分が確保されていることがわかる書面(例 遺産目録、遺産の評価額及び本人の取得額一覧表(遺産分割協議書(案)から本人の取得額がわからない場合に必要)) (2) 抵当権設定を目的とする場合 抵当権設定の契約書等(案)、金銭消費貸借契約書(案)、保証委託の場合はその契約書(案) その他の添付書類 不動産に関する場合・・・不動産の全部事項証明書(既に提出してあり、記載事項に変更がない場合は不要) 後見登記事項に変更がある場合・・・申立人及び本人の住民票、戸籍謄本	
4 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託等	被後見人1人につき 800円×1組	新規回送申立の場合 1194円×1組 84円×2	・新規回送申立の場合 (1)開始以降に住所の変更があった場合は、本人の住民票 (2)後見人が複数選任されている場合は、財産管理後見人の同意書 (3)成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の同意書 ・回送取消・変更申立の場合 上記(1)から(3)の他、事情変更を疎明する資料	郵便切手について (新規回送申立の場合) 1194円分は申立人(後見人)告知分 囑託先が1増えるごとに84円追加 (回送取消・変更の場合) 別途お問い合わせください
5 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	被後見人1人につき 800円×1組	84円×1	・死亡診断書の写し又は本人の死亡の記載がある戸籍謄本 (1)本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の場合は、疎明資料不要 (2)本人が施設等に残置していた財産その他の物の寄託契約の締結の場合は、寄託契約書(案) (3)電気・ガス・水道の供給契約の解約の場合は、疎明資料不要 (4)債務弁済のための預貯金の払戻しの場合は、預貯金通帳(表紙及びその時点での残高が記載された頁)の写し及び債務の存在を裏付ける資料(費用明細や請求書の写し等) (5)成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の同意書	